
第6回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和3年9月17日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和3年9月17日午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
日 程 第 3 陳情審査報告
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
日 程 第 3 陳情審査報告
追加日程第1 発委第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の実を求める意見書の提出について
追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 6 番 | 安 部 誠 也 |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番 | 安 部 丘 |
| 9 番 | 平 石 玲 児 | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚原隆昭	副町長	奥田弘樹
教	育	長大谷哲也	教育次長	石飛幹祐
総	務	課長那須忠巳	防災危機管理室長	長島淳二
会	計	管理者那須和博	基幹支所長	和田真一
まちづくり推進課長	藤原清伸	まちづくり推進課 総括監	門脇貴子	
産業振興課長	植田勉	産業振興課総括監	藤原一也	
保健福祉課長	小玉千恵	福祉事務所長	安部農	
住民課長	永井あけみ	建設課長	森山篤	
病院事務長	高橋克裕	代表監査委員	那須照男	

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7 番。

委員会審査報告を行います。

令和 3 年 9 月 17 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

総務厚生常任委員会

委員長 景山 登美男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 52 号、件名、飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第 53 号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 54 号、飯南町生活路線バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 55 号、頓原高齢者創作館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決。

議案第 56 号、飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 58 号、財産(土地及び建物)の取得について、原案可決。

議案第 59 号、飯南町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案可決。

議案第 63 号、令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、原案可決。

議案第 64 号、令和 3 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)、原案可決。

議案第 65 号、令和 3 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)、原案可決。

議案第 66 号、令和 3 年度飯南町病院事業会計補正予算(第 2 号)、原案可決。

.....
以上であります。

○議長(早樋 徹雄) これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長(熊谷 兼樹) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長(熊谷 兼樹) 3 番。

委員会審査報告を行います。

.....
令和 3 年 9 月 17 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

教育経済常任委員会

委員長 熊谷 兼樹

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則 第 77 条の規定により報告します。

記。以下、事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 57 号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 60 号、町道路線の廃止について、原案可決。

議案第 61 号、町道路線の廃止について、原案可決。

議案第 67 号、令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 68 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

.....
以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、5 番、高橋英次議員。

○予算特別委員会委員長（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員。

○予算特別委員会委員長（高橋 英次） 5 番。

おはようございます。ただいまより委員会審査報告を行います。

.....
令和 3 年 9 月 17 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

予算特別委員会

委員長 高橋 英次

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 62 号、件名、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）、審査の結果、可決。

.....
以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

日程第２ 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第２、討論・採決を行います。
これより全議案に対する討論に入ります。まず反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
ただいまから、起立による採決を行います。
はじめに、議案第 52 号、飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決です。
議案第 52 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第 53 号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決です。
議案第 53 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第 54 号、飯南町生活路線バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 54 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 54 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、頓原高齢者創作館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 55 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 56 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 56 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、財産（土地及び建物）の取得について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 58 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 58 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 57 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 57 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、飯南町過疎地域持続的発展計画の策定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 59 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 59 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、町道路線の廃止について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 60 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 60 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、町道路線の廃止について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 61 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 61 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 62 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 62 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 63 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 63 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、令和 3 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 64 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 64 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、令和 3 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 65 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 65 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、令和 3 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 66 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 67 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 67 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 68 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 68 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 陳情審査報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、陳情審査報告についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会から陳情審査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7 番。

陳情審査報告を行います。

.....
令和 3 年 9 月 17 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

総務厚生常任委員会

委員長 景山 登美男

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

受理番号、陳情第 1 号。付託年月日、令和 3 年 9 月 7 日。件名、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める陳情。

審査の結果、採択。審査の意見、なし。措置、関係機関へ送付。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

○議長（早樋 徹雄） これより、陳情第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める陳情」について討論に入ります。

○議長（早樋 徹雄） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、陳情について採決いたします。

陳情第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める陳情」を採決いたします。この陳情に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時といたします。

ただいまから、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前9時23分休憩

.....

午前9時55分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、委員会から1件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加してただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加して、ただちに議題といたしたいと思います。

追加日程第1 発委第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第1、発委第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7番。

発委第1号について説明いたします。

発委第1号。令和3年9月17日。飯南町議会議長 早樋徹雄様。

提出者、総務厚生常任委員会 委員長 景山登美男。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年飯南町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

次ページより別紙として意見書を2枚添付しておりますが、めくっていただきまして、提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の経済・社会に大きな影響を及ぼしており、地方財政においては明年度も巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

こうした中、町村が地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保及び充実を強く国に求めていくことが不可欠であり、このたび意見書を提出するものであります。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） なお、意見書（案）につきましては、事務局長が朗読いたします。

高木事務局長。

○事務局長（高木 ゆかり） はい。それでは、朗読いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確

保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、島根県飯南町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

発委第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書について、その字句、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、字句その他の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

追加日程第２ 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第２、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

７日に開会した本定例会でございますが、議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただき、只今は、提案いたしました全議案につきまして、原案どおりの可決をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

今回の一般会計補正予算において、その災害復旧費がその大半を占めておりますが、本会議において、その復旧工事に対する貴重なご提案もいただいたところであります。住民の皆さまの日常生活を早期に取り戻すことを最優先に、職員一同全力でその復旧にあたっております。よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ワクチン接種もほぼ、本町では終わっております。町内だけで考えれば、集団免疫力も働き感染も抑えることができますが、やはり県内の他市町との往来は日常的にございます。なるべく外出の機会を減らし、特に県

外との往来につきましては、今後緊急事態宣言の解除もあろうかと思いますが、当分の間は極力控えていただきますよう、私からもお願いしていきたいと思っております。

昨日、厚労省において3回目の接種について、これは2回目以降ですね、8カ月後の検討ということで報道がありました。全国ではまだまだ未接種の方もおられるわけございまして、具体的には少し先のことになろうと思いますが、仮にそうなった場合でも、今回同様にしっかりと対応してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本会議、それから委員会を通じていただきましたご意見、ご指導につきましては、今後の予算執行、並びに日々の事務事業の推進に、また、今後の施策の立案など行政執行に生かして参る所存でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、今後とも変わらぬご指導をいただきますことをお願いを申し上げ、お礼のあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和3年第6回飯南町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 10 時 08 分閉会
